

資源物（プラ製容器包装類）分別収集運搬業務仕様書

（目的）

第1条 本仕様書は、余市町内の家庭から排出された資源物（プラ製容器包装類）の回収選別を行い、余市町（以下「甲」という。）が指定する施設へ運搬し、資源物の再生に対して適切に行うため、資源物（プラ製容器包装類）分別収集運搬業務（以下「本業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

（業務の範囲）

第2条 本業務の範囲は、資源物（プラ製容器包装類）分別収集運搬業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に掲げる一切の業務とする。

（業務の履行）

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分認識し、理解して、円滑に行うとともに契約書、仕様書、特記仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に本業務を履行すること。

（業務責任者等の選任）

第4条 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。

（業務責任者の職務）

第5条 責任者は、甲の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理することとする。

（労務管理）

第6条 乙は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）乙は、業務従事者の勤務について、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法を遵守すること。

(2) 乙は、業務従事者の労働管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第7条 乙は、本業務の適正な管理と安定した維持管理を確保するため、業務従事者に必要な指導、教育訓練等を行うこと。

(提出書類)

第8条 乙は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる日までに、甲に提出しなければならない。

(1) 業務着手届(10月1日)

(2) 業務完了報告書(月毎、月末まで)

(3) 業務関係報告書(〃)

(4) 責任者選任届(10月1日)

(5) 業務従事者名簿(〃)

(6) その他、甲が指示する書類(甲が指定する日まで)

(緊急事態発生時の対応)

第9条 乙は、地震、台風等の災害その他の緊急事態の発生に備え、事務従事者に対して非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な処置を講ずるとともに、甲に報告すること。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の履行上知り得た秘密の漏洩防止に努めるものとし、本契約期間満了後も同様とする。

(関係法令の遵守)

第11条 乙は、業務の履行にあたっては、第6条に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(検査の実施)

第12条 甲は、乙の業務の履行を確認するため、次に掲げるところにより、検査を実施するものとする。

- (1) 書類検査（第8条に規定する報告書等）毎月
- (2) 前号に規定する検査のほか、甲が特に必要と認める事項。

資源物（プラ製容器包装類）分別収集運搬業務特記仕様書

（業務の概要）

第1条 業務の概要は、次のとおり。

- （1）業務の名称 資源物（プラ製容器包装類）分別収集運搬業務
- （2）業務の場所 余市町内一円
- （3）業務の期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- （4）業務日数 業務日数は、別紙1の積算数量算出によること。

（有資格者等の配置）

第2条 乙は、次の資格を有するものを配置すること。

- （1）普通自動車免許または大型自動車免許を有する者。
- （2）その他、収集運搬のために必要な資格を有する者。

（業務従事者の交替）

第3条 乙は、業務従事者の変更が必要なときは、速やかに甲へ連絡すること。

（業務の内容）

第4条 プラスチック製容器包装類収集し、甲が指定した場所へ運搬すること

（プラ製容器包装類分別収集運搬業務）

第5条 甲が指定する資源物ステーションへ排出された資源物を回収し、甲が指定した次の定める場所へ運搬すること。

2 プラスチック製容器包装類は、株式会社北海道木村（小樽市銭函4丁目161番4号）へ運搬することとし、その他不適正物等については業務担当員と協議すること。なお、株式会社北海道木村の休業日（祝日、お盆、年末年始）は運搬できないため、開業日に運搬すること。

3 適正に分別がされていないプラスチック製容器包装類のうち、比較的容易に不適正物を

排除できるものについては、不適正物を取り除いて回収すること。回収した不適正物については業務担当員と協議すること。不適正物の排除が容易でない、または他の理由により不適正排出とされるものについては、警告シールに理由を記入のうえステーションに残置すること。残置した排出物については、排出場所・数量・不適正とした理由等を記録し、甲の求めに応じて報告できるよう管理保存すること。

4 ごみ収集運搬車両の走行速度は、国道等の公道は制限速度以下とし、他に規制等のある道路については規制以下で走行すること。

5 運搬車両の積載重量の制限を徹底すること。

6 資源物を運搬中、飛散防止対策を講じること。

第6条 作業中に異常を発見したときは、直ちに甲に連絡し協議すること。

2 作業員は品位を保ち、不快感を与えるような言動をしないこと。

3 作業従事者は、作業着・ヘルメット等を着用すること。

資源物(プラ製容器包装類)分別収集運搬業務

別紙1

令和7年度 積算数量算出
全地区 (R7.10～R8.3月)

I、プラ容器包装類

回収日の算出

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
月							4	4	5	4	4	5	26
火							4	4	5	4	4	5	26
水							5	4	4	4	4	4	25
木							5	4	4	4	4	4	25
金							5	4	4	4	4	4	25
合計日数													127

- 1、回収・運搬延日数 = 127 日
- 2、リース料 (運搬分) = 127 回
- 3、運搬日数 毎火曜日 2回運搬 127 + 26 = 153 回